

藤沢市国民保護計画（変更案）新旧対照表

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変 更 後	現 行	変 更 理 由
1	用語 1 用語集 定義等の欄 上から 3 つ目	NBC 攻撃	Nuclear(核)、Biological(生物)、Chemical(化学)の兵器を用いた攻撃 <u>(参考)CBRNE Chemical(化学)、Biological(生物)、Radiological(放射性物質)、Nuclear(核)、Explosive(爆発物)の総称</u>	Nuclear(核)、Biological(生物)、Chemical(化学)の兵器を用いた攻撃	CBRNE について追加記載
2	用語 1 用語集 定義等の欄 上から 9 つ目	救援の程度 及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (<u>平成 25 年内閣府告示第 229 号</u>)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (<u>平成 16 年厚生労働省告示第 343 号</u>)	命令の変更に伴う修正
3	用語 4 用語集 定義等の欄 上から 2 つ目	指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、 <u>文部科学省、スポーツ庁、文化庁</u> 、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、 <u>防衛省及び防衛装備庁</u>	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、 <u>文部科学省、文化庁</u> 、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会 <u>及び防衛省</u>	スポーツ庁及び防衛装備庁の指定公共機関 追加に伴う修正
4	P8 第 1 編 第 3 章 3 (17)	(17) 関東 地方環境事 務所	(17) 関東地方環境事務所 ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 <u>ウ 県を通じた要請に対する所要の措置</u>	(17) 関東地方環境事務所 ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	他計画(平成 30 年 3 月策定・藤沢市災害廃棄物処理計画)掲載の表記にあわせて修正

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変 更 後	現 行	変 更 理 由
5	P24 第2編 第1章第6 2(1)	2 訓練 (1) 市に おける訓練 の実施	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を <u>図り、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u>	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を <u>図る。</u>	平成29年12月の国の基本方針変更を受けた修正
6	P28 第2編 第3章 1 表中 第28条8号の行	1 生活関 連等施設の 把握	<u>毒薬及び劇薬（医薬品医療機器等法）</u>	<u>毒薬及び劇薬（薬事法）</u>	法律名称の変更による修正
7	P33 第2編 第6章2	2 武力攻 撃事態等に おいて住民 がとるべき 行動等につ いての啓発	2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発 (略) また、市は、 <u>弾道ミサイル落下時を含む武力攻撃事態等において住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について平素から住民に対し周知するよう努める。</u>	2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発 (略) また、市は、 <u>武力攻撃事態等において住民がとるべき行動についても、国が作成する各種資料等に基づき、住民に対し周知するよう努める。</u>	平成29年12月の国の基本方針変更を受けた修正
8	P51 第3編 第4章第2 4(3)ア	4 武力攻 撃事態等の 類型等に 応じた留意 事項 (3) 弾道 ミサイル等 による攻撃 の場合	(3) 弾道ミサイル等による攻撃の場合 ア 弾道ミサイル攻撃の場合、発射された段階で攻撃目標の特定が困難であることから、弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、本市にも着弾の可能性があります。得るものとして、 <u>近隣の堅ろうな施設や建築物の地階及び地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。</u>	(3) 弾道ミサイル等による攻撃の場合 ア 弾道ミサイル攻撃の場合、発射された段階で攻撃目標の特定が困難であることから、弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、本市にも着弾の可能性があります。得るものとして、 <u>近隣の堅ろうな施設や建築物への地階等に避難させる。</u>	平成29年12月の国の基本方針変更を受けた修正

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変 更 後	現 行	変 更 理 由
9	P58 第3編 第6章 1 (1)	1 安否情報 の収集 (1) 安否 情報の収集	市長は、避難施設において安否情報の収集を行うほか、市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、関係機関への照会などにより安否情報の収集を行う。 また、安否情報の収集は、避難施設において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。 <u>避難施設の安否情報の収集に当たっては、関係する地区防災拠点本部、避難施設従事職員等が連携して実施する。</u>	市長は、避難施設において安否情報の収集を行うほか、市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、関係機関への照会などにより安否情報の収集を行う。 また、安否情報の収集は、避難施設において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	市で実施した国民保護に関連した訓練の検証結果を踏まえた変更
10	P59 第3編 第6章 3 (1) イ	3 安否情報 の提供 (1) 安否 情報の照会 の受付	3 安否情報の提供 (1) 安否情報の照会の受付 イ 市は、住民からの安否情報の照会について、原則として市対策本部に設置する <u>窓口（市民自治部指揮本部及び地区防災拠点本部）</u> に、安否情報省令に規定する安否情報照会書に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。なお、安否情報の照会の受付にあたっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカード、特別永住者証明書、在留カード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。	3 安否情報の提供 (1) 安否情報の照会の受付 イ 市は、住民からの安否情報の照会について、原則として市対策本部に設置する <u>窓口</u> に、安否情報省令に規定する安否情報照会書に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。なお、安否情報の照会の受付にあたっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカード、特別永住者証明書、在留カード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。	市で実施した国民保護に関連した訓練の検証結果を踏まえた変更
11	P73 第3編 第9章 2 (1) ア	2 廃棄物 の処理 (1) 廃棄物 処理対策	(1) 廃棄物処理対策 ア 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「 <u>藤沢市災害廃棄物処理計画</u> 」を参考とし、廃棄物処理体制を整備する。	(1) 廃棄物処理対策 ア 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「 <u>災害廃棄物対策指針（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）</u> 」等を参考とし、廃棄物処理体制を整備する。	藤沢市災害廃棄物処理計画策定を踏まえた変更

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変 更 後	現 行	変 更 理 由
1 2	P82 第5編 1 (1)	1 緊急対 処事態 (1) 事態 認定前の対 応	<p>1 緊急対処事態</p> <p>緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて<u>行うこととするが、特に留意すべき点について記述する。</u></p> <p><u>(1) 事態認定前の対応</u></p> <p><u>ア 初動体制の迅速な確立及び初動措置</u></p> <p><u>突発的な事案が発生し、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いが、特に緊急対処事態に該当する事案の場合、武力攻撃事態のような事前の兆候（情勢変化や敵部隊の動向等）把握は困難であり、事案発生時に原因を特定することは困難であると予測される。この場合においても、得られた情報に基づき危機管理会議、危機管理連絡会議（以下「危機管理会議等」という。）又は災害対策本部会議、災害対策警戒会議、災害対策連絡会議（以下「災害対策本部会議等」という。）により、迅速に初動措置を講ずる必要がある。</u></p> <p><u>市は、これらの事態において、初動体制を確立し、該当する地区防災拠点本部等により現場の情報収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うとともに、状況の判明に従い、本来の会議体制に移行する。</u></p>	<p>1 緊急対処事態</p> <p>緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて<u>行う。</u></p>	市で実施した国民保護に関連した訓練の検証結果を踏まえた変更

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変 更 後	現 行	変 更 理 由
1 2	P82、 P83 第5編 1 (1)	1 緊急対 処事態 (1) 事態 認定前の対 応	<p><u>イ 危機管理会議等により対応する場合</u></p> <p><u>(ア) 警察等の情報により事案発生当初から、テロ災害等の緊急対処事態となる可能性がある場合には、危機管理会議等により対処方針を決定し、これに基づき、応急対策を実施し、被害の最小化を図る。</u></p> <p><u>(イ) 当初、自然災害や都市災害等と判断し災害対策本部会議等により対応した場合においても、状況の判明に従いテロ災害等による緊急対処事態となることが予測されるに至った場合においては災害対策本部会議等を危機管理会議等に切り替えるとともに、県を通じて緊急対処事態対策本部の設置自治体として認定するよう要請する。</u></p> <p><u>ウ 災害対策本部会議等により対応する場合</u></p> <p><u>事案発生の原因が自然災害又は都市災害である場合には、藤沢市地域防災計画により、対応を行う。</u></p> <p><u>エ 市は、緊急事態の対処のあり方については、国、県の検討と併せて、調査研究を行う。</u></p>		市で実施した国民保護に関連した訓練の検証結果を踏まえた変更

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変 更 後	現 行	変 更 理 由
1 2	P83 第5編 1 (2)	1 緊急対 処事態 (2) 事態 認定後の対 応	<p><u>(2) 事態認定後の対応</u></p> <p><u>市は国による緊急対処事態対策本部を設置すべき市として指定されたならば、危機管理会議等を緊急対処事態対策本部に置き換え、国や県と連携して事態に対応するとともに収集した情報に基づき国、県に対して必要な要請を実施する。</u></p> <p><u>また、市の各指揮本部、各地区防災拠点本部は藤沢市地域防災計画の都市災害対策計画に準じて対応する。</u></p> <p>2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達</p> <p>緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する関係機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。</p> <p>緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じてこれを行う。</p>	<p>2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達</p> <p>緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する関係機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。</p> <p>緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じてこれを行う。</p>	市で実施した国民保護に関連した訓練の検証結果を踏まえた変更